

会員様向け

ホームページにおけるバナー広告掲載要綱

1. 適用会員

バナー広告は、正会員、賛助会員、特別会員（団体、法人のみ）が掲載できるものとする。

2. 掲載場所

一般社団法人 日本赤外線サーモグラフィ協会ホームページ（URL：http://www.thermography.or.jp）のトップページ下段に設けるバナー広告スペースに掲載する。掲載順位は、申込順に、左上から右方向に順番に並べ、埋まったら、左下に折り返す。

バナー広告スペースは、横4個×縦5個の20個が掲載できる。

3. 掲載数の制限

20個までとする。

4. バナー広告の基準

- (1) サイズ：縦50×横180ピクセル（固定） 注：動画、アニメーションは不可。
- (2) ファイル形式：GIF、JPEG
- (3) データ容量：20KB以内

5. バナー広告の内容（申込者の責任）

申込者は、下記項目の全てを遵守し、第三者からクレームや異議または損害賠償などの訴えを起こされた場合は、その全てを自己の費用と責任において解決すること。これは、下記項目の全てに該当しない場合でも同様とする。

広告の内容が下記項目の全てに該当しないこと。

- (1) 公衆道徳、公序良俗に反する広告
- (2) 法律・政令などの公的規則に反する広告
- (3) 第三者の名誉毀損、プライバシー侵害、肖像権の侵害、信用毀損、業務妨害などのおそれのある広告
- (4) 第三者の知的財産権（著作権、商標権など）を侵害する広告
- (5) 公正取引委員会のガイドラインに準じていない広告
- (6) 団体・法人・個人を誹謗中傷する広告
- (7) 詐欺行為や不良商法に該当する広告
- (8) バナー広告のリンク先が、申込者（法人、団体）のホームページ以外の広告
- (9) 当協会が不適格と判断した広告

6. 掲載の中止

当協会および申込者、あるいは広告の内容が、下記項目のいずれかに該当するときは、掲載を中止できるものとする。

掲載中止に当たっては、事前に、申込者に通知するが、緊急の場合は、申込者への通知は、掲載の中止後の場合もある。

掲載を中止した場合は、契約期間の残り月数に相当する料金から掲載中止に伴う諸経費を引いた金額を返金する。半月ばで掲載を中止した場合は、残り月数は、翌月からカウントする。

- (1) 掲載後、5項のいずれかの項目に該当することが判明した場合。
- (2) 掲載要綱のいずれかに違反したことが判明した場合
- (3) 第三者からクレームや異議または損害賠償などの訴えを起こされた場合
- (4) 掲載料が滞納された場合
- (5) 当協会および申込者が次のいずれかの項目に該当する場合
 - 資産状態が悪化し、事業の継続に支障がでるおそれが出た場合
 - 破産、会社整理、会社更生、民事再生などが発生した場合

7. 善管注意義務と掲載の中断

当協会は、バナー広告を正常な状態に維持するように善良なる管理者の注意義務を負う。

但し、当協会のWebサイトまたはバナー広告を掲載するためのシステムの緊急保守、更新、障害、停電、天災などにより、申込者に事前通知することなく、一時的に広告掲載を中断する場合がある。当協会は、広告掲載の中断に関する責任は一切負わないものとする。

8. 掲載申込

(1) 別に定める申込用紙を使用する。

(2) バナー広告デザイン(ファイル)を申込書と一緒に提出する。

注：バナー広告デザインは、申込者にて手配願います。

尚、手配先が見つからない場合は、小協会のホームページ作製会社を紹介しますので、直接、手配願います。

9. 広告料金 / 掲載期間

掲載期間は最長6ヶ月までとし、継続の場合は、再度、継続申込を頂くものとする。

(1) 新規

1ヶ月 : 8,000円 + サイトアップ料5,250円 = 13,250円(税込み)

3ヶ月 : 21,000円 + サイトアップ料5,250円 = 26,250円(税込み)

6ヶ月 : 36,000円 + サイトアップ料5,250円 = 41,250円(税込み)

(2) 継続(広告内容の変更なしの場合)

1ヶ月 : 8,000円(税込み)

3ヶ月 : 21,000円(税込み)

6ヶ月 : 36,000円(税込み)

10. 掲載までの流れ

申込から掲載スタートまでの流れは、次の通りである。

各項目に要する時間や期間は、申込時の状況で異なるので、余裕を持って申込を頂きたい。

申込書とバナー広告デザイン

内容確認：不備、不適切などの確認

掲載決定通知

掲載料の入金確認

掲載準備

掲載準備完了

掲載日通知

掲載スタート